

平成30年4月

共済契約者 様

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

退職金等請求時の添付書類の見直しについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、中小企業退職金共済（中退共）制度の円滑な運営にご配慮とご協力を賜り、誠に有難うございます。心から御礼申し上げます。

さて、中退共では、今般、お客様の事務負担軽減の観点から、退職金ないし解約手当金（以下、退職金等と略します）をご請求いただく際に添付していただく、本人等確認書類の見直しを実施させていただきました。

具体的には、中退共における本人確認書類について、基本的に、マイナンバー制度における番号および本人確認のための添付書類を兼用させていただくことで、ご提出いただく添付書類の内容を簡素化いたしました（詳細については、下記「添付書類の変更内容」をご参照下さい）。

つきましては、従業員の方が退職等された際には、次ページを印刷していただき、退職等される従業員の方へ請求書を交付する際にお渡しく下さい。退職金共済手帳には、従来の添付書類が記載されておりますので、添付書類が変更されたため、裏面に従って添付書類をご用意いただくよう、付言していただきますようお願い申し上げます。

なお、共済手帳の「被共済者退職届」に、退職された被共済者様のマイナンバーをご記入いただく必要があることは、従来と同様です。

共済契約者様におかれては、大変にお手数をお掛け致しますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【退職金等請求時の添付書類の変更内容】

(新)

請求する方の添付書類
住民票（マイナンバー入り） （発行日から3か月以内、コピーでないもの）
身元確認として（ <u>いずれか1通</u> ） ・運転免許証（コピー） ・パスポート（コピー） ・健康保険被保険者証（コピー） ・年金手帳（コピー） （氏名、生年月日の記載されている箇所）

(旧)

添付書類	給付金額300万円以上の方	給付金額300万円未満の方
	A+① の2点 いずれか A+②+③の3点 選択	B+① の2点 いずれか B+②+③の3点 選択
中退共における本人確認書類	A. 印鑑証明書 1通 請求書に実印の押印 （発行日から3か月以内、コピーでないもの） B. 住民票又は印鑑証明書 1通	
マイナンバー制度における確認書類	① 個人番号カードの両面写し 1通 （番号確認と身元確認の両方が可能）	
番号確認	② 通知カード(写)、マイナンバー入り住民票のいずれか1通 *上記Bでマイナンバー入り住民票を添付される方はこちら②の書類は不要です。	
身元確認	③ 運転免許証(写)・パスポート(写)・健康保険被保険者証(写)・年金手帳(写)のいずれか1通 （氏名、生年月日の記載されている箇所の写し）	

退職金等の請求をされる従業員の方へ

中小企業退職金共済（中退共）制度では、請求者ご本人に確実に退職金または解約手当金（以下、退職金等）をお支払いするため、また、マイナンバー制度上の規定により、退職金等をご請求いただく際に、請求される方のご本人確認およびマイナンバー確認のための書類の提出をお願いしております。

つきましては、退職金等をご請求いただく際には、下記の添付書類を併せてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、下記添付書類については、平成30年4月1日付で、手続簡素化の観点から見直しを実施したため、お手元の退職金共済手帳に記載（3枚目裏）の添付書類と異なっている場合がありますが、この書面に記載の添付書類をご提出下さい。

請求する方の添付書類	
住民票（マイナンバー入り） ^(注) (発行日から3か月以内、コピーでないもの)	
身元確認として（いずれか1通） <ul style="list-style-type: none">・運転免許証（コピー）・パスポート（コピー）・健康保険被保険者証（コピー）・年金手帳（コピー） (氏名、生年月日の記載されている箇所)	《お願い》 運転免許証等のコピーを添付いただく場合には、散逸防止の観点から <u>原寸大に切り取らずA4用紙等にコピーしたままのものをご提出ください。</u>

(注)・住民票（マイナンバー入り）が提出できない方は、以下の添付書類が必要です。

給付金額が300万円未満の方は住民票等と個人番号カードの両面コピー（または通知カード（コピー）及び身元確認書類）

給付金額が300万円以上の方は印鑑証明書と個人番号カードの両面コピー（または通知カード（コピー）及び身元確認書類）

・住所が事業所と同一または事業所の寮等である方は印鑑証明書と個人番号カードの両面コピー（または通知カード（コピー）及び身元確認書類）の添付が必要です。

・印鑑証明書を添付される方は請求書に実印の押印が必要です。

・法令（所得税法等）の規定により、「退職所得申告書」にはマイナンバーの記載が義務づけられており、源泉徴収義務者である中退共本部において、提出されたマイナンバーを支払調書等へ記載いたします。

お預かりした個人情報については、法令に基づいた適正な管理と保護に努めており、提出いただいたマイナンバーについては、法定調書への記載義務など、関係法令の規定の範囲に限り使用いたします。

法令の改定に伴い、添付書類については下記の点にご注意ください。

*通知カードの表裏の記載事項が住民票と異なる場合は、番号確認書類として使用できません。

*健康保険被保険者証(コピー)は、必ず保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

お問い合わせ先

給付業務部

03-6907-1234（代表）